

業務仕様書

1 業務名

市民文化局所管施設煙突調査業務

2 目的

市民文化局所管の施設のうち別添 1 に示す施設の煙突についてアスベスト含有の有無の分析を行うため煙突用石綿断熱材等定性分析業務を行う。またアスベストの含有が確認された場合、煙突断熱材の損傷、劣化状況を判定するため、煙突用石綿断熱材詳細カメラ調査業務を行う。さらに損傷、劣化状況の判定基準に従い煙突周辺大気中アスベスト濃度測定業務を行う。

3 業務期間

契約締結日から平成 29 年 9 月 29 日（金）までとする。

4 業務仕様

業務その 1

1 業務

煙突用石綿断熱材等定性分析業務

2 業務の目的

平成 28 年 5 月 13 日付け総務省行政評価局からの「アスベスト対策に関する行政評価・監視一飛散・ばく露防止対策を中心として一〈結果に基づく勧告〉」における勧告に基づき、石綿による健康被害を防止する観点から、「札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領」（平成 29 年 3 月）に従って、市有施設における煙突用断熱材及びライナー材の石綿含有の有無について調査することを目的とする。

3 対象施設

別紙 1 のとおり

4 業務履行体制の確保

(1) 試料採取

試料の採取を実施する者は、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができることなど、石綿の試料採取に対する十分な知識を有するものとする。

(2) 分析

以下のいずれかのもの（以下「有資格者」という。）を、分析を実施する者として最低 1 名は配置して、本業務に従事させること。

ア 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業（石綿分析に係るクロスチェック事業）」により認定される A ランク、B ランク、又

は C ランクの認定分析事業者

イ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修修了者」若しくは「アスベスト偏光顕微鏡インストラクター」である者

5 業務内容

対象施設の煙突について下記の調査等を行う。

(1) 事前調査

対象施設の煙突について、断熱材及びライナー材の使用の有無を図面及び現地における目視により調査する。

(2) 定性分析

(1)の調査により、断熱材またはライナー材のいずれか、若しくは両方が使用されていることを確認した場合には、各々について試料を採取・分析し、石綿含有の調査及び報告書の作成を行う。なお、試料採取は、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」(2014年6月、環境省水・大気環境局大気環境課)及び「アスベスト分析マニュアル」(1.04版)(平成28年3月、厚生労働省)に記載された方法に準拠して実施することとする。また、定性分析は、JIS A 1481-1 又は JIS A 1481-2 に基づき実施することとする。

6 予定数量

(1) 事前調査

事前調査 29煙突を予定・・・A1

(2) 定性分析

定性分析—試料採取準備 29煙突を予定・・・B1

定性分析—測定(採取・検査・結果報告まで) 58検体を予定(29煙突×2検体(断熱材、ライナー材)・・・B2

7 事前調査及び試料採取における留意事項

(1) 事前調査における現地での目視確認及び試料採取中に、石綿粉じんを飛散させないような措置を取ること。

(2) 事前調査における現地での目視確認及び試料採取を実施する者は、「一新石綿技術指針対応版—石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」(建設業労働災害防止協会)に記載されたマスク、防護服等を着用するなど、粉じんを吸入しないようにし、使用した防護服等は適正に処分すること。

(3) 粉じんを飛散させないように、採取時には水または飛散防止剤にて湿潤化を行い、採取後には建築基準法37条により認定された飛散防止剤を噴霧すること。

(4) 採取容器については未使用のものを使用するなど、他の試料等が混入しないように留意すること。

(5) 試料採取に当たっては、施工部位の3か所以上から採取し、それぞれを試料採取容器に密閉したうえで、1まとめにして試料とすること。また下地に接するまで採

- 取すること。なおライナー材がある場合には、断熱材と分離して各々採取すること。
- (6) 事前調査に当たっては、断熱材及びライナー材の使用がわかる写真を、試料採取に当たっては、試料採取箇所における前後の状態及び採取した試料を確認できる写真を撮影すること。また合わせて試料採取場所から確認できる煙道内の写真も撮影すること。
- (7) 採取した試料については業務期間終了まで保管すること。

業務その2

1 業務

煙突用石綿断熱材詳細カメラ調査業務

2 業務の目的

平成28年5月13日付け総務省行政評価局からの「アスベスト対策に関する行政評価・監視—飛散・ばく露防止対策を中心として、—〈結果に基づく勧告〉」における勧告に基づき、石綿による健康被害を防止する観点から、市有施設における煙突用石綿断熱材を適切に維持管理するために「札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領」（平成29年3月）に従って、有資格者による断熱材の損傷、劣化状態の点検実施を目的とする。

3 対象施設

別紙1のとおり。

4 業務履行体制の確保

受託者は以下のいずれかの者（以下「有資格者」という。）を損傷、劣化状態を判断するものとして最低1名は配置し、本業務に従事させること。

- (1) 「建築物石綿含有建材調査者講習登録規定」（平成25年7月30日公示）により国土交通省が登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者
- (2) 石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿等の除去等の作業経験を有するもの。
- (3) 日本アスベスト調査診断協会に登録されたもの。

5 業務内容

対象施設の煙突において、下記の点検を行う。

(1) 詳細カメラ調査

カメラを使用した動画等の撮影を行い、煙突内部全体の損傷、劣化状態について確認する。損傷、劣化状態の確認方法については別紙2「損傷、劣化状態の確認・判断基準等について」のとおりとする。

(2) 記録

各施設の調査実施個所を一覧にし、判定した損傷、劣化の状態について記載すること

また、点検実施者のため従事者の氏名、従事した作業の概要及び従事した期間、

石綿等の粉じんによる著しい汚染が生じた際の概要及び応急措置欄がある石綿建材点検作業記録票を作成すること。

(3) 報告

(1)の調査結果については、速やかに本市業務担当職員に報告を行い、対応について確認すること。

業務完了の報告時には、(2)で示す調査時に煙突内部全体を撮影した動画等について添付すること。また撮影したデータから煙突内部の劣化状況がわかる画像を1煙突につき数枚抜き出して、報告書に印刷して添付すること。

6 予定数量

29煙突を予定している。調査は28煙突については、日中又は夕方の調査を予定している。1煙突については夜間（夜10時以降）を予定している。また1回の足場対応費（1回2施設対応）を予定している。

(1) 詳細カメラ調査

詳細カメラ調査（日中・夕方）・・・C1

詳細カメラ調査（夜間）・・・C2

詳細カメラ調査（足場対応部分）・・・C3

ただし対象煙突であっても、煙突用石綿断熱材等定性分析業務で当該煙突にアスベストの含有が認められなかった場合、当該煙突の煙突用石綿断熱材詳細カメラ調査は行わないものとし、該当分の劣化度調査費用も発生しないものとする。

業務その3

1 業務

煙突周辺大気中アスベスト濃度測定業務

2 業務の目的

平成28年5月13日付け総務省行政評価局からの「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－〈結果に基づく勧告〉」における勧告に基づき、石綿による健康被害を防止する観点から、「札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領」（平成29年3月）に従って、市有施設における石綿含有煙突周辺の大気中濃度を測定することを目的とする。

3 対象施設

別紙1のとおり

4 業務内容

対象施設の煙突周辺において、「石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法」（平成元年環境庁告示第93号）に記載された方法に準拠し、下記のとおり大気中の石綿濃度測定を行う。

(1) 試料採取

以下の条件により試料を採取する。

ア 吸引流量、採取時間及び採取量

フィルター（ろ紙径 47 mm、採じん面の径 35 mm）を用いて吸引速度 10 L/分で 120 分、計 1200 L 採取する。

イ 採取高さ

原則、測定箇所地面から 1.5m 以上 2.0m 以内の高さに設定する。ただし、障害物等の影響が考えられる場合等、配慮すべき事情がある場合はこの限りではない。

ウ 天候

試料採取時の天候が、降雨や強風などの悪天候時には、原則測定を実施しないこと。

(2) 分析

位相差顕微鏡法により分析を行う。

5 予定数量

煙突 29 本を予定している。また、測定は対象煙突の煙突周辺の風下で行うこととし、1 本の煙突につき、屋上 1 地点、地上 1 地点の計 2 地点で実施する。

(1) 大気中アスベスト測定・・・D1

ただし対象煙突であっても詳細カメラ調査の結果判定が「通常」又は「一部劣化」の場合は該当煙突の大気中石綿濃度測定は行わないものとし、該当煙突の大気測定費用も発生しないものとする。

6 試料採取における留意事項

(1) 高所作業を行う場合には、安全帯の着用や適切な足場の設置など、安全面に留意すること。

(2) 試料採取に当たっては、試料採取時の写真を撮影すること。

(3) 試料採取時の天候、風向・風速等、採取条件に関連する情報を記録すること。

(4) 採取した試料については、業務期間終了まで保管すること。なお、保管にあたっては、捕集した面が汚れないように、捕集面を上向きにしてケースに入れること。

(5) 採取した試料について、総繊維数が 1 f/L を超えた場合には、本市の求めに応じて返却すること。

5 着手時及び完了時の提出書類について

(1) 着手時

| 名称 | 規格・内容 | 部数 | 提出期限 | 備考 |
|-------|-------|----|-----------|------------------------------|
| 業務日程表 | — | 1 | 契約締結後速やかに | 日程の変更がある際には本市業務担当職員の承認を得ること。 |

| | | | | |
|----------------|---|---|---------------|--|
| 有資格者等の 証明書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・試料の採取を実施する者の経歴書 ・分析を実施する者が有資格者であることを証明する書類 ・損傷、劣化状態を判断する者が有資格者であることを証明する書類 | 1 | 契約締結後 速やかに | |
| 業務着手届 | — | 1 | 契約締結後 速やかに | |

(2) 完了時

| 名称 | 規格・内容 | 部数 | 提出期限 | 備考 |
|---------------------------|--|----|---------------|---------------------------------------|
| 業務完了届 | — | 1 | 業務終了後 速やかに | |
| 事前調査 結果報告書 | 事前調査者氏名、断熱材及びライナー材の有無について記載し、断熱材の商品名が判明した場合には併せて記載。また、撮影した写真を添付 | 1 | 業務終了後 速やかに | 調査が完了した施設について、発注者の求めがあった場合は、随時提出すること |
| 定性分析 結果報告書 | 試料採取・分析機関名、試料採取者・分析者氏名、試料採取年月日、試料採取方法、分析年月日、分析方法、分析結果について記載。また、撮影した写真を添付 | 1 | 業務終了後 速やかに | 調査が完了した施設について、発注者の求めがあった場合は、随時提出すること |
| 劣化度調査 結果報告書 | 各施設の調査実施箇所を一覧にし、判定した損傷、劣化の状態について記載 | 1 | 業務終了後 速やかに | 調査が完了した施設について、発注者の求めがあった場合は、随時提出すること。 |
| DVD-R 等の 電子媒体 | 調査時に撮影した煙突内部全体を撮影した動画について、DVD 等の電子媒体に記録すること。 | 1 | 業務終了後 速やかに | |
| 測定結果 報告書 (大気中アスベスト) | 試料採取・分析機関名、試料採取年月日、試料採取方法及び採取条件、分析者氏名、分析年月日、分析方法、分析結果について記載。また、撮影した写真を添付 | 1 | 業務終了後 速やかに | 測定が完了した施設について、発注者の求めがあった場合は、随時提出すること |

6 業務の履行における環境負荷の低減

本業務の履行においては、本市が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 移動時には、アイドリングストップの実施、必要のない荷物を降ろすなど環境に配慮した運転を心がけること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。また、複数ページにわたる場合は原則として両面印刷とする。
- (4) 本業務の履行において使用する材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

7 一般事項

- (1) 受託者は、業務仕様書に従い誠実に履行しなければならない。
- (2) 受託者は、業務上知り得た秘密を本市の許可なくして第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、相当の経験を有する業務担当者を配置し、その業務担当者をもって秩序正しく業務を行うとともに、業務全体にわたり技術的監理を行うこと。

8 単価項目（予定される数量）

| 項目 | 分類 | 説明 | 数量 | 単位 | 税抜き単価 |
|------------------|----|---------------|----|----|-------|
| 事前調査 | A1 | 煙突 1 本につき | 29 | 煙突 | |
| 定性分析（試料採取準備） | B1 | 煙突 1 本につき | 29 | 煙突 | |
| 定性分析（採取・測定・結果報告） | B2 | 1 検体につき | 58 | 検体 | |
| カメラ調査（日中・夕方調査） | C1 | 煙突 1 本につき | 28 | 煙突 | |
| カメラ調査（夜間） | C2 | 煙突 1 本につき | 1 | 煙突 | |
| カメラ調査（足場対応部分） | C3 | 1 回（2 か所まで対応） | 1 | 回 | |
| 大気中アスベスト測定 | D1 | | 29 | 煙突 | |
| | | | | | +消費税等 |

想定調査一覧は別紙 3 のとおり

9 その他

- (1) 本業務の実施について、本仕様書に定められていない事項については、本市業務担当職員との協議によること。
- (2) その他、関係法令を遵守すること。

10 連絡先（本市業務担当職員）

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市市民文化局地域振興部区政課施設維持管理担当 森本 良司

TEL : 011-211-2252

- 別紙 1 煙突調査施設（市民文化局）
- 別紙 2 損傷、劣化状態の確認・判断基準等について
- 別紙 3 想定調査一覧表
- 別紙 4 排出口点検口写真
- 別紙 5 煙突調査参考図面